北部市場卸売業者が行う卸売の代行の取扱要領

(趣旨)

- 第1条 川崎市中央卸売市場北部市場において、卸売業者の行う卸売の代行については、川崎市中央卸売市場業務条例(昭和47年川崎市条例第1号。以下「条例」という。)第21条及び川崎市中央卸売市場業務条例施行規則(昭和47年川崎市規則第36号。)第18条の規定によるもののほか、この要領によるものとする。(卸売の代行を行う者の承認基準
- **第2条** 市長は、卸売業者が卸売を代行させようとする者が、次に掲げる事項に該 当しないときは、条例第21条の承認を行うものとする。
 - (1) 条例第7条第4項第3号に該当することとなったとき。
 - (2) 川崎市中央卸売市場の仲卸業者、売買参加者、仲卸業者の役員若しくは従業員又は売買参加者の役員若しくは従業員であるとき。

(卸売の代行を行う者の卸売の場所)

第3条 卸売の代行を行う者が卸売することのできる場所は、当該承認を受けた卸売業者が市長から条例第61条第1項に規定する使用指定を受けた売場に限るものとする。

(卸売の代行を行う者の名称変更等の届出)

- **第4条** 卸売業者は、卸売の代行を行う者が次のいずれかに該当したときは、第1 号様式により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 代行業務を廃止したとき。
 - (2) 氏名又は名称及び住所を変更したとき。

(報告)

第5条 卸売業者は、毎年1月20日までに、前年における卸売の代行を行う者の 取扱実績を、第2号様式の規定により市長に報告するものとする。

(その他)

第6条 この要領で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

(関連要領の廃止)

2 北部市場青果部卸売業者の行う卸売の代行の取扱要領は、廃止する。

卸売代行者の名称変更等の届出書									
(宛先)川崎	市長		年月日						
	卸売業者名								
		者の							
	氏名又は名称								
	業者の行う卸売の付のとおり届け出ま [、]		頁第4条の規定により、関係書						
業務の廃止	年月日	理由							
	新		旧						
氏名又は名称									
住所									

注 該当する事項のみを記入してください。

卸売代行者の取扱実績報告書 年								
卸売業者名								
北部市場卸売業者の行う卸売の代行の取扱要領第5条の規定により、次のとおり報告します。 (数量 トン、金額 千円)								
氏名又は名称								
品 名	数	量	金	額				